

# 荒砥中学校いじめ防止基本方針

前橋市立荒砥中学校

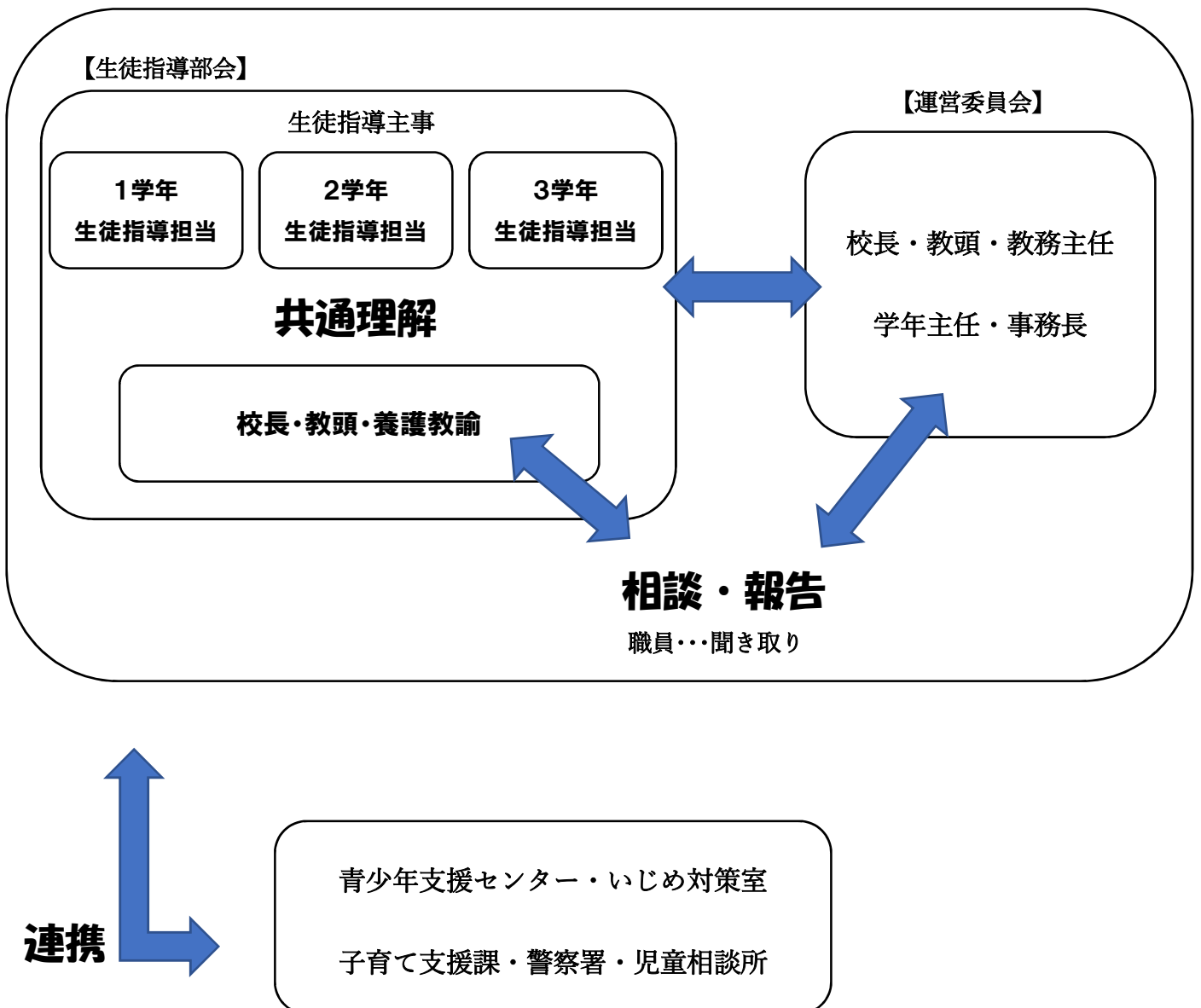
令和5年4月

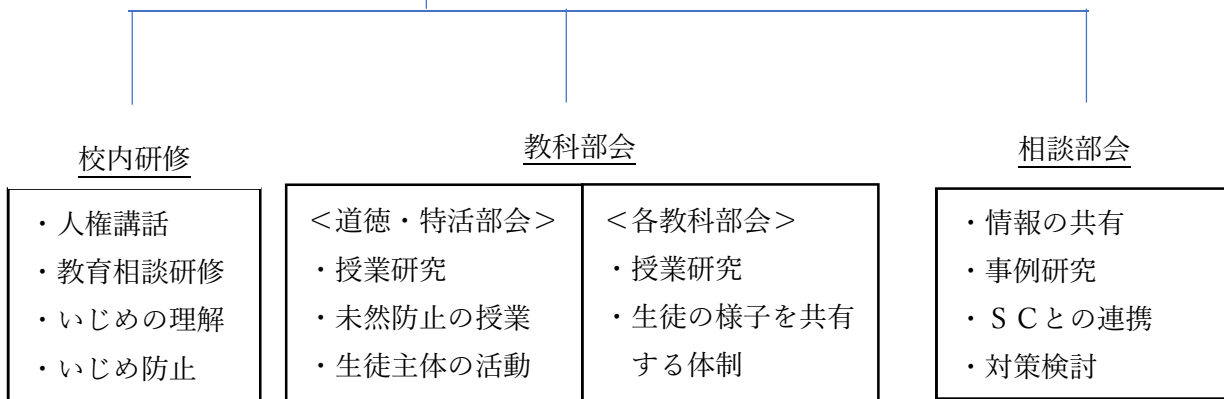
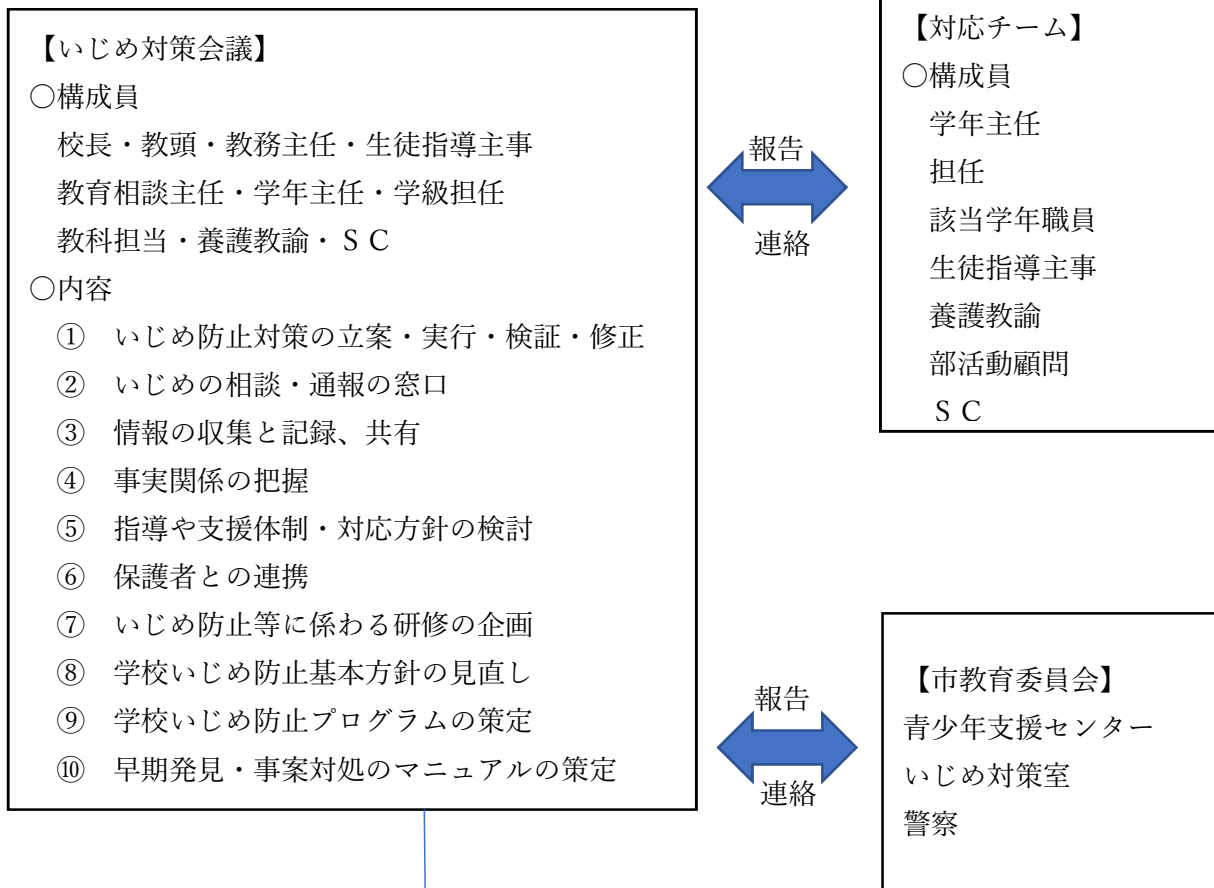
# I 荒砥中学校のいじめ対策

## 1 基本方針

いじめとは「一方の生徒が、心理的・物理的な影響を与える」行為であり、心身の苦痛を感じさせるものです。たとえ悪口や悪ふざけ、からかい等、暴力を伴わないものであっても、被害を受けた生徒が心を痛めるものであれば、それはいじめと考えます。「軽い気持ちや冗談のつもりで言った何気ない一言が相手を傷つけることも少なくありません。また、周囲の無関心さや安易な同調が悪ふざけやからかいを重大ないじめに変容させてしまうこともあります。いじめはどこの学校にでも、どこのクラスにでも、誰にでも起こり得るものです。一人一人の学びを保証し、明るい明日へ確かな足取りで進めることができるよう、危機感を常に持ち、様々な機関と連携して迅速に対応していく必要があります。

## 2 組織等





**【PTA・地域との連携】**

- ・学校内のいじめの未然防止に向けた取り組みについて、学校・学年通信等や保護者集会を通じて、発信する。
- ・学校支援協議会で学校の取り組みを評価
- ・必要に応じてサポート会議を開き、学校と地域が連携していじめの未然防止や事後対応に取り組むことができるようにする。

\*全職員が共通理解を図り、いじめを許さない対応を組織的に進める。

\*市教育委員会や関係機関と連携し、いじめ問題への対応を検討し実行する。

## II 荒砥中学校の取組

### 1 「いじめを防ぐ」「いじめを起こさない」取り組み

#### (1) 教育活動の充実

- ① 生徒相互の望ましい人間関係を育てる。
- ② 生徒同士が互いの良さを認め合い、相互の力で高め合う集団を育成できるようにする。
- ③ 生徒主体のいじめ防止活動の充実。
- ④ 共感的な理解と心情を受け止める態度で接し、信頼関係を深める。
- ⑤ 道徳を中心に全教科にわたり、他の意見や考えを認め、尊重できるような活動を進める。

#### (2) 研修や啓発活動の充実

- ① 校内研修の充実を図り、「いじめ防止」についての内容を取り入れる。
- ② 警察やスクールロイヤーなどの外部講師を招き、講演会を行うことで、ICT機器の使い方や日頃のいじめにつながりそうな行いを見直し、未然防止に努めるようにする。
- ③ 保護者と連携して、日常的・組織的な支援を行う。  
学校通信・学年通信で互いを認め合い、それぞれの人権を尊重することを伝える。

### 2 「いじめに気付く」「いじめを見逃さない」取り組み

#### (1) 早期発見

- ① 生活アンケートを活用して、生徒が抱える問題を把握する。
- ② 日常の観察を細やかに見取り、些細な変化にも気付けるようにする。
- ③ 生活記録などを活用し、生徒の変化や違和感に気付くことができるようにする。
- ④ 全職員で密に連絡を取り合い、組織的に対応する。
- ⑤ 全職員で教育相談体制を整え、多方面から情報を収集する。
- ⑥ 全職員で「からかい」や「ふざけ」が大きなトラブルにつながることを共通理解する。

### 3 「いじめを解決する」「再びいじめを起こさない」取り組み

#### (1) いじめと思われる事態が発生したときの対応

- ① 生徒指導部会・教育相談部会で共通理解を図る。
- ② 学年職員を中心に事実関係を聞き取る。
- ③ アンケート調査などで事実を確認する。
- ④ いじめ対策会議を開き、事実の確認と対応策の検討を行う。

#### (2) いじめと判断されたときの対応

- ① いじめ対策会議を中心として、調査・指導・保護者との連携を行う。
- ② SCや学年職員による生徒及び保護者のケアを行う。
- ③ 被害者生徒の心の痛みに寄り添い、日常生活において細やかに観察して、支援を行う。
- ④ 関係諸機関と連携して、いじめ問題に対応する。
- ⑤ 個別サポート会議を実施し、対応を検討して、多方面から支援を行う。

#### 4 「重大事案発生時の対応」

- ① いじめ対策会議を中心に関係生徒及び全職員に対する聞き取りをする。
- ② 生徒へのアンケートを実施する。
- ③ 関係生徒の保護者への連絡・対応・説明を行う。
- ④ 市教育委員会への報告を行う。
- ⑤ 市教育委員会と連携して保護者や地域、報道機関等へ対応をする。
- ⑥ 関係生徒及び保護者、他の生徒への対応と心のケアを行う。